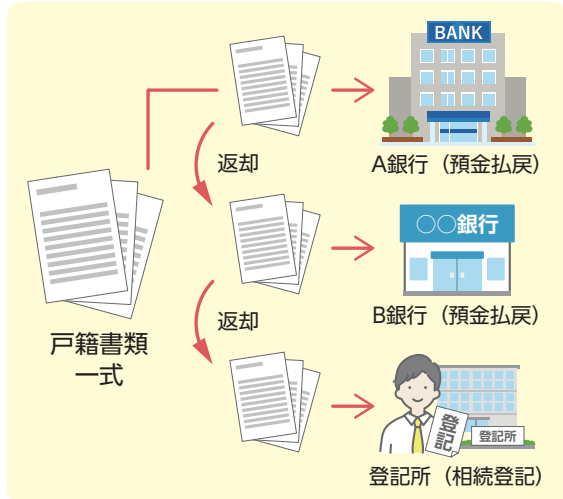




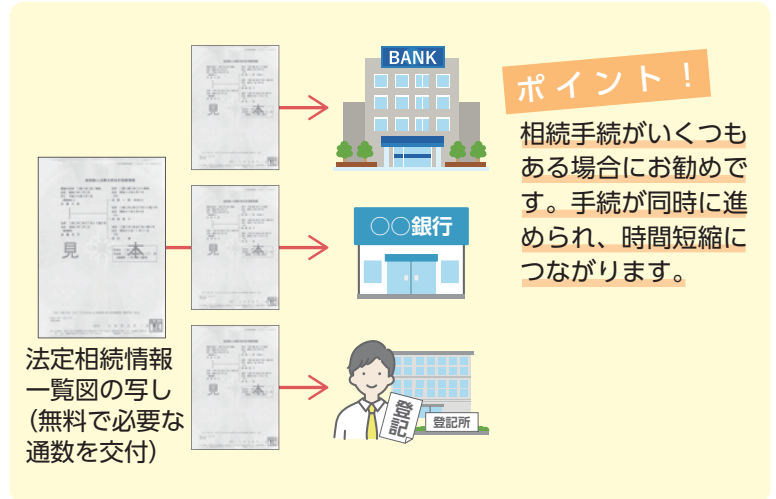
法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



〈制度の概要〉

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①- 1 戸除籍謄本等を収集
- ①- 2 法定相続情報一覧図の作成
- ①- 3 申出書を記載し、上記①- 1、①- 2の書類を添付して登記所に申出



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。



② 確認・交付（登記所）

- ②- 1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②- 2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却（交付に当たり、手数料は徴収しない）



偽造防止措置を施した専用紙で交付

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

③ 利用

- ③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

詳しい手続は、[法務局ホームページ](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) [検索](#) でもご覧いただけます。

法務局ホームページ（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）を加工して作成

